

令和8年1月13日

入札等参加者の皆さんへ

中国地方整備局

## 工事費内訳書提出の際の労務費等の明記について

今般、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の一部が令和7年12月12日に改正施行されたことに伴い、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、提出して頂く工事費内訳書に労務費、材料費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金及び安全衛生経費(以下「労務費等」という。)を明記して頂くことになりました。

提出して頂く工事費内訳書に労務費等が明記されていない場合、工事費内訳書の不備により入札が無効となる場合がありますので、ご注意下さい。

なお電子入札システムにて工事費内訳書を提出して頂く場合、システムの仕様上1つのファイルしか添付することはできませんので、作成にあたっては数量総括表(営繕工事にあっては入札時積算数量書)に掲げる項目に労務費等を追加して頂くか、別シートに分けて労務費等を明記して頂くようお願いします。なお作成にあたっては発注者において配布した様式を使用して頂いても問題ありません。

※工事費内訳書に記載すべき項目については、入札説明書の記載を確認の上で、作成して頂くようお願いします。

※記載方法等については「国土交通省電子入札システム」のHP(下記アドレス)にてご案内しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.e-bisc.go.jp/info/read/00000384.html>

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていていることから、以下取扱いの対象外となります。
  - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
  - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費 目	工 種	種 別	別	細 別	規 格	単位	員 数	単 価	金 額

(直接工事費のうち、材料費 \* \* \* \* (一部のみ計上) 円)

(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)

(現場管理費のうち、法定福利費 \* \* \* \* 円)

(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 \* \* \* \* 円)

(工事原価のうち、安全衛生経費 \* \* \* \* 円)

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。

○すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、記載がない場合、暫定的に無効としないこととします。繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願ひいたします。